

大学地域連携活動支援事業 Q & A

問 1

申請に当たり、補助金上限額程度まで計上しなければならないのか。
(100万円程度の規模の活動でなければ採択されないのか。)

答 補助金の申請額は、実施する活動の規模や費用対効果等を勘案して、上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。

採択に当たっては、経費の妥当性、不可欠性も審査しますので、明らかに過大であったり不必要な経費を計上することは評価に影響します。

少額の申請が不利になるということはありません。20～30万円程度が標準的な規模と考えています。

問 2

他の補助金も受ける場合、本事業への申請が制限されるのか。

答 対象となる経費に重複がなければ、本事業との重複申請を妨げるものではありません。申請に際して、他の補助対象事業で経費措置を受けている部分との区分・相違などを整理した上で、事業計画書に記載してください。

問 3

複数年度にわたる活動について、一度採択されれば翌年度以降の補助は確実に保証されるのか。

答 補助金の申請は年度ごとに行っていただきます。

県の予算額に対して応募者の申請額が上回った場合等には、他の応募者の活動内容や前年度の取組状況なども勘案し、選考を行いますので、翌年度以降の補助が確実に保証されるということはありません。なお、既に補助金を受けた内容と同様と認められる場合には、対象となりません。

問 4

活動実施に当たって、地域活動を実践している専門家等からアドバイスをもらうことはできないか。

答 県が開催する中間報告会（10月頃）及び成果報告会（翌年2月頃）において、地域での実践活動を行っている専門家から各活動に対してアドバイスをいただく機会を設ける予定です。

その他に専門家からのアドバイスが必要と考えられる場合には、事業費において専門家に対する報償費、旅費を計上するなどして対応してください。

問 5

大学等が、活動を選定した際の記録の保持は必要か。（実施要領第8条第2項関係）

答 活動主体から提出された計画書について、大学等で審査会等を行い、その内容が本事業の目的に照らして適当であるかを判断・選定した記録を残し、他の関係資料と同様に保存して下さるようお願いいたします。